

(傍線部分は修正部分)

○ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)

(不正指令電磁的記録作成等)

第百六十八条の二人の電子計算機における実行の用に供する目的で、**正当な理由がないのに**、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、**一年(政府案：三年)**以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録二前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 **正当な理由がないのに**、**前項第一号**に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第百六十八条の三

前条第一項の目的で、**正当な理由がないのに**、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、**六月(政府案：二年)**以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条中「図画」の下に「、電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「、販売し」を削り、(政府案から以下削る：、「又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する」を「若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する」に改め)同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を**不特定又は多数の者に提供した(政府案：頒布した)**者も、同様とする。

第百七十五条に次の一項を加える。

2 有償で**頒布し、又は不特定若しくは多数の者に(政府案：頒布する)**提供する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条刑事訴訟法(昭和三十二年法律第百三十一号)の一部を次第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、専ら当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複製した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

(中略)

第百九十七条に次の**八項(政府案：二項)**を加える。

捜査については、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために**不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者(政府案：に対し、その)**が業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録**(政府案：のうち必要なものを特定し、九十日)**について、**消去のおそれがあると認められるときは、これらの者に対**

し、当該電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。

(政府案：この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

(政府案：前二項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる)

前項の規定による求めは、一回に限り行うことができる。

第三項の場合には、遅滞なく第二百十八条の令状（差押え又は記録命令付差押えに係るものに限る。）を求める手続をしなければならない。

第三項の場合において、同項の電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、同項の規定による求めを取り消さなければならない。

第三項の規定による求めは、書面により行わなければならない。

第三項の規定による求めに応じた者は、同項の電磁的記録を消去しないようにするために必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

第三項の規定による求めに応じた者は、その求めに関する事項の漏えいにより生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。

政府は、毎年、第三項の規定による求めをした件数、その求めに係る罪名、その求めの対象とした通信手段の種類並びにその求めが行われた事件に関して差押え又は記録命令付差押えをした件数及び逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

第二百十八条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、専ら当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。